

伊方町保育業務支援システム導入運用業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この実施要領は、伊方町に最も適した「保育業務支援システム」を導入運用するため、その事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するため必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 業務名

伊方町保育業務支援システム導入運用業務委託

(2) 委託業務場所

施設名	所在地
伊方保育所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 83 番地 3
九町保育所	愛媛県西宇和郡伊方町九町 1 番耕地 1695 番地 6
三机保育所	愛媛県西宇和郡伊方町三机乙 1829 番地
大久保育所	愛媛県西宇和郡伊方町大久 1391 番地
三崎保育所	愛媛県西宇和郡伊方町三崎 699 番地 1

(3) 業務期間

システム導入期間	契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
システム利用・保守機関	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(4) 業務内容

別紙「伊方町保育業務支援システム導入運用業務仕様書」を参照のこと。

(5) 提案限度額

年 度	システム導入費	システム利用料	備考
令和 7 年度	6,548,000 円	871,000 円	消費税及び地方消費税を含む。
令和 8 年度～ 令和 12 年度		各年度 3,483,000 円	
計	6,548,000 円	17,415,000 円	

- 各年度において、限度額を超える提案は受け付けない者とする。
- 令和 7 年度は、機器購入費のほかシステム構築費、操作研修費、利用料、保守・サポート料、通信費等運用開始上必要となるすべての経費を想定している。
- 令和 8 年度～12 年度は、利用料や保守・サポート料、通信費等運用上必要となるすべての経費を想定している。
- この金額は、契約（予定）金額を示すものではない。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しな

い者であること。

- (2) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (4) 本入札公告日から落札者の決定日までの間に、伊方町入札参加資格停止措置要綱による入札参加資格停止期間中でない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は伊方町暴力団排除条例（平成23年伊方町条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等が実質的に経営を支配する業者及びこれに準ずる者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに関して、他の応募者の協力者（協力事業所）等になっていないこと。また、応募者に所属する者が、自ら応募者又は他の応募者の協力者になっていないこと。
- (7) 愛媛県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (8) 過去（本年度以前5年間）に同様の業務を行った実績があること。

4. プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

	スケジュール項目	予定日程
1	公募開始（ホームページに掲載）	令和7年8月18日（月）
2	質問書の提出	令和7年8月25日（月）17時まで
3	質問に対する回答	令和7年9月1日（月）17時まで
4	参加表明書の提出	令和7年9月8日（月）17時まで
5	企画提案書の提出	令和7年9月16日（火）17時まで
6	審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和7年9月22日（月）※予定
7	審査結果の通知	令和7年9月24日（水）※予定

5. 質問及び回答

- (1) 受付期間

令和7年8月25日（月）17時まで

- (2) 提出先

「9 書類提出及び問い合わせ先」に同じ

- (3) 提出方法

質問書（様式第1号）に質問事項を箇条書きで記載し、電子メールで提出すること。なお、電子メールの件名は「プロポーザルに関する質問事項（事業者名）」と

し、電子メールを送信後、受信確認のために保健福祉課こども・子育て政策係までその旨を電話連絡すること。

(4) 回答方法

令和7年9月1日(月)までに、ホームページ上に掲載する。

6. 参加表明書・企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 参加表明書(様式第2号)

② 実績報告書(様式は任意)

・過去5年間に於いて本業務と類似した業務の実績がある場合は、実施年度、発注者名、実施施設数等を記載すること。

③ 登記事項証明書(全部事項証明書)

・3か月以内のもの

④ 納税等に関する誓約書(様式第3号)

⑤ 会社概要

⑥ 財務諸表

・直近2年分

⑦ 企画提案書(様式は任意)

・A4判用紙、横書き、左綴りとし、ページ番号をつけること。

・委託事業者選定基準(別表第1)の項目1～8について、項目ごとに記載すること。

なお、項目8については任意とする。

⑧ 参考見積書(様式第4号)

・各年度の金額がわかるようにすること。

・取引に係る消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。

※③～⑥については、伊方町入札参加資格を有している場合には提出を省略することができる。

(2) 提出期限

参加表明諸関係((1)①～⑥) 令和7年9月8日(月)午後五時まで

企画提案関係((1)⑦、⑧) 令和7年9月16日(火)午後五時まで

(3) 提出先

「9 書類提出及び問い合わせ先」に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 提出部数

①～⑥、⑧各1部

⑦8部(正本1部及び副本7部)

7. 選定方法

(1) 選定委員会の設置

審査は、伊方町保育業務支援システム導入運用業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で行う。

(2) ヒアリング

企画提案書の内容を確認するため、選定委員会に置いてヒアリングを実施する。

なお、ヒアリングは参加表明書の受付順とし、辞退があった場合には、順次繰り上げる等の方法により対応する。

① 実施日（予定）

- ・令和7年9月22日（月）（詳細は別途通知する。）

② 実施場所

- ・伊方町会議室（詳細は別途通知する。）

③ 実施方法

- ・1事業者につき、40分程度（説明30分、質疑10分）
- ・当日、本庁が準備する者はプロジェクターを使用しパワーポイント等のプレゼンテーションソフトを用いて説明することができる。なお、プロジェクター、スクリーン、電源は町が用意するが、その他機材については提案者において用意すること。

④ 出席人数

- ・各事業者3名までとする。
- ・正当な理由なくヒアリングを欠席した場合、その者を失格とする。

(3) 審査及び選定

① 選定委員会に置いて、委託事業者選定基準（別表第1）に基づき採点し、最も点数の高かった事業者を優先契約交渉事業者とする。

② 参加者が1事業者になった場合でも審査を実施し、各選定委員の評価点の平均点が60点以上であれば優先契約交渉事業者とする。

8. その他

(1) 企画提案書の提出は、1事業者につき1案とする。

(2) 応募書類は返却しない。また、提出後の差替え、修正、追加等は認めない。

(3) 本プロポーザルに係る一切の費用は、応募事業者の負担とする。

(4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効とする。

(5) 優先交渉契約事業者特定後の契約手続きは、伊方町財務規則（平成17年4月1日規則第51号）による。

(6) 本プロポーザルは、優先交渉契約事業者を選定するために実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。また、契約締結時に本町及び受託者が協議の上、仕様書の内容を変更することがある。

(7) 選定結果についての不服及び異議申し立ては認めない。

9. 書類提出及び問い合わせ先

796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1

保健福祉課 こども・子育て政策係

電話：0894-38-0217

FAX：0894-38-1120

E-mail：kodomoseisaku@town.ikata.ehime.jp